

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒310-0015 梅善ビル 2・3階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

チリの鉱山落盤事故救出が成功しました。奇蹟といえる出来事に到達するには、奇蹟を信じ続ける意思と団結が必要です。信じられる根拠を示すことができるリーダーと、そのリーダー自身の人間性への信頼感が組織に団結力を与えます。団結力を維持し続けるために何が必要かを考え、修正を加えていきます。そして、静かに奇蹟が訪れるのを待ちます。

無数の先祖の繋がりに生まれた自分の存在自体もまさに奇蹟であり、その奇蹟に感謝して、自分の役割をはたしたいものです。

## 私の書棚より

○日本の新聞は「ニュースの背景をわかりやすく書かないと、明日はもう新聞を買ってくれなくなってしまうかもしれない」という危機感が希薄だともいえます。

○専門家の「見通し」を学ぶ際、大事なことは、結論ではありません。その専門家が、どのような論理で結論を導き出したか、そのプロセスを知ることが肝要なのです。

「見通す力」  
池上彰著 生活人新書

## 税務アンテナ

□法人が支給した役員退職金が過大と認定され、損金の額に算入されなかった金額でも、その支給を受けた役員は、退職を基因として支払われたものであれば、所得税法上の所得区分は退職所得となります。

個人事業者が青色事業専従者に退職金を支払っても、必要経費とはされず、青色事業専従者の所得はなかったものとされます。ただし、その退職金が、労務に従事した期間、内容等に照らして相当と認められる金額を超える部分については、贈与を受けたものとみなされます。

□被相続人の相続財産として申告すべき預貯金等は、その預貯金等が他人名義であっても、被相続人の相続財産であると認定される場合には、名義人の如何にかかわらず、その預貯金等は被相続人の相続財産になります。被相続人が通帳、カード、印鑑等の管理をして、支出を決定している場合など預貯金等の名義人が、その預貯金等を自由に支出できず、贈与の認識があるとは認められないときには、相続財産として申告することになります。

また、贈与と認められた場合でも、相続開始前3年以内に取得した預貯金等は、その取得した相続人が相続財産を一切取得しない限り、相続財産に加算することとされています。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 11月の税務スケジュール

10日	○10月分の源泉所得税の納付	30日	○11月決算法人の消費税各種選択届出書提出
15日	○所得税の予定納税額の減額の申請		
30日	○9月決算法人の確定申告 ○23年3月決算法人の中間申告(予定申告) ○12月、23年3月、6月決算法人の消費税中間申告		

今月の贈る言葉『壁は乗り越えられる者にだけ訪れる』 by イチロー